

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-18：インフォームド・コンセントに必要な情報

翻訳 會澤久仁子

結婚して約一か月後、NP夫人はすぐ妊娠できるように援助を求めてA医師の診療所へ行った。排卵誘発剤治療を受けてまもなく、NP夫人は妊娠し、四胎妊娠であった。妊娠が進行するにつれ、胎児へのリスクが高まった。それゆえ、NP夫人は地域の病院の外来へ紹介され、そこで引き続き妊娠の観察と治療がされた。

NP夫人は毎日お祈りをしている敬虔な信者である。夫人が治療を受けていた病院もまた宗教法人である。

早産とそのあらゆる合併症のリスクのため、そのような妊娠が臨月に至る確率は低い。これらの問題を克服するため、近年、胎児の数を減らすいくつかの技術が開発されてきた。減胎により、他の胎児の健康を保ち、妊娠を臨月まで延長する。減胎術は、妊娠初期と中期の初めでも実施することができる。本方法は「残酷」とも考えられているが、成果を挙げている。しかしながら、減胎には全胎児を殺すリスクもある。

当該病院と医療スタッフは、この方法が宗教的信条によって禁じられていると信じているので反対している。それゆえ、病院ではこの処置を行っていない。

NP夫人と夫は、減胎という可能性を知らされなかった。

NP夫人は妊娠合併症のため、四胎児を妊娠25週で出産した。出産後まもなく全胎児が死亡した。

たとえ減胎処置がNP夫人と夫の宗教に反し、医師の良心に反し、医師自身の宗教的信条に反しても、医師は彼らに減胎の可能性を知らせる義務があったか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 医師はたとえ良心と自身の信条に反しても、NP夫人と夫にあらゆる可能性を知らせるべきである。あらゆる情報を受け取った後に、NP夫人と夫は自分たちの良心に従って何をすべきかを定めることができる。NP夫人と夫に関連情報を伝えないことは、彼らの自律権の侵害である。

NO 医療スタッフは、彼らの宗教的信条によれば胎児を減らすことが禁じられていると信じている。それゆえ、彼らが宗教によって禁じられている選択肢についてNP夫人と夫に伝える義務はない。

本ケースについてのノート

判決

本事例はその国の地方裁判所で審議され、現地の法律によると、ある処置が医師の個人的良心に反するならば、医師はその処置を行う義務はないと結論された。本事例では、NP夫人と夫は、宗教法人で治療を受けている信者である。病院職員は、減胎が宗教に反すると信じているので、それが選択肢であるとは考えていない。

病院が自らの原則と価値に従って行為することは、病院の権利である。しかし、病院はたとえそうした処置に反対でも、NP夫人と夫にその処置があることを伝えるべきであったし、NP夫人と夫にその処置について決定させるべきであった。

ディスカッション インフォームド・コンセントに必要な情報

尊厳は生命倫理において中心的役割をもつが、それは呪文ではなく、それが機能するためにはインフォームド・コンセントのような実践的規範を必要とする。どんな治療も患者のインフォームド・コンセントを得たうえでのみ施行できるとされ、インフォームド・コンセントはすべての人間の権利と見なされる。患者がインフォームド・コンセントを与える権限は、自分の身体に対してなされるべきことを決定する自律権にとってなくてはならないものである。

インフォームド・コンセントを与えるために、患者は、詳細な病状と予後、利用できる治療選択肢、治療と無治療の影響を含めて、あらゆる関連情報を受け取らなければならない。

多くの場合、患者は個人的で、主観的、非医療的な要素、つまり感情や、信仰、その他に基づいて、提案された治療過程について決定する。

患者がよく考えたうえで決定に至ることができるように、医師にはあらゆる関連情報を提供する義務がある。関連情報には、ある場所ではより高価であったり利用しにくい代替的治療選択肢が含まれる。医師は、治療の選択肢から選ぶために患者が熟慮することを、自分のものに取り換えてしまうべきではない。たとえ医師が患者とその信条について知っていても、たとえ医師が患者の選ぶものを知っていると思っても、患者が自分にとって最良の選択肢について自主的に決定できるように、完全で最新の情報を提供する医師の義務は免除されない。

他方、医師と医療施設にも、自らの信念と規範を尊重する資格がある。したがって、宗教的信条や文化的伝統に従って行為する医療機関は尊重されるべきである。だから、そのような施設に対して、その信仰に反する処置を行うよう強いることはできない。しかし、これのみによっては、その施設は代替的処置の存在を患者に知らせる義務を免れることはできない。

医師には自身の個人的信条に反して行為する義務はない。たとえば、もし医師が中絶は悪いと信じているなら、医師にそれを行うよう強いてはならないし、同じく、もし医師が患者の死を手助けすることを殺人であると信じているなら、医師にそうするよう強いてはならない。